

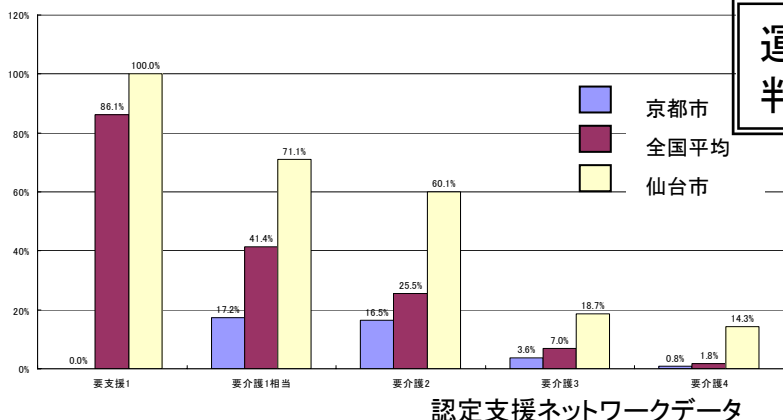
運動機能の低下していない認知症高齢者の指標の改定案について

経緯: 運動能力の低下していない認知症: 一次判定で適切に判定されていないという指摘



重度変更されることが多い特性を同定し、平成15年度より、それらの特性を伴う運動能力の低下していない認知症について自動的に重度化するシステムを追加

運動能力の低下していない認知症における二次判定での重度変更率



運動能力が低下していない認知症の二次判定での重度変更は地域格差が見られる

原因: 審査会においては基準時間を基に二次判定を行うルールとなっているが、運動能力の低下していない認知症の一次判定は基準時間と関係がないため、同ルールが適用できない

従って、審査会委員が独自のルールで変更を行っている

対策: 自動的に要介護状態区分を重度化する方式



基準時間を積み足す方式

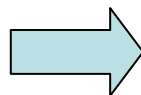
現行

平成21年度以降

1 一次判定等
(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

一次判定結果 : 要介護2 → 要介護3
要介護認定等基準時間 : 59.9分

食事	排泄	移動	清潔保持	間接	問題行動	機能訓練	医療関連
0.7分	26.3分	2.7分	16.5分	3.6分	1.1分	1.5分	7.5分



1 一次判定等
(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

一次判定結果 : 要介護2 → 要介護3
要介護認定等基準時間 : 59.9分 +20.0分=79.9分

食事	排泄	移動	清潔保持	間接	問題行動	機能訓練	医療関連
0.7分	26.3分	2.7分	16.5分	3.6分	1.1分	1.5分	7.5分

現在の要介護認定制度では、一定の要件を満たした運動機能の低下していない認知症高齢者に対して、一次判定における要介護状態区分を1つまたは2つ重度に変更できる指標が設けられているところ。

しかしながら、この指標による重度変更では、要介護認定の基準である基準時間を全く考慮せず一次判定結果が変更されており、問題があると考えられることから、一定の要件を満たした運動機能の低下していない認知症高齢者に対して、指標により一律に一次判定における要介護状態区分を変更するのではなく、基準時間を足す方式への変更を行う。

介護状態区分の中間点の差を加算する。

